

綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

プロポーザル実施要領

令和6年5月

綾川町 住民生活課

1. 目的

本町は、2050年のカーボンニュートラルを目指し取組んでいるが、その実現のためには、再生可能エネルギーの拡充が課題となっている。また、国は地域脱炭素ロードマップにおいて「自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」としている。

こうした背景を踏まえ、本業務は公共施設等へ太陽光発電設備等を導入することを目的に、本町所有の公共施設（敷地含む）を対象に設置可能施設の選定、発電量の推計、設備概略検討等を行うものである。

2. 業務名称

綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

3. 業務内容

本業務は、国の補助事業である令和5年度補正予算「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した業務で、業務内容は、別紙「綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4. 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

5. 委託上限額

9,988,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

6. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

7. スケジュール

(1) 募集開始	令和6年5月7日（火）
(2) 質問受付期限	令和6年5月14日（火）午後5時まで
(3) 参加申込書受付期限	令和6年5月15日（水）
(4) 質問回答	令和6年5月17日（金）午後5時まで
(5) 企画提案書受付期限	令和6年5月24日（金）午後5時まで
(6) プレゼンテーション審査	令和6年6月上旬予定
(7) 結果通知	令和6年6月中旬予定

※契約日は補助事業交付決定日以降。

8. 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～6年度綾川町競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に綾川町競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 香川県内に営業拠点があること。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、町が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (10) 過去5年以内における本委託業務と同種の業務（四国内の地方公共団体が発注する環境省間接補助事業〔二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金〕の調査・検討業務）を履行した実績を有する者であること。
- (11) 四国内営業拠点に在席する者（職員）で、過去5年以内における本委託業務と同種の業務（四国内の地方公共団体が発注する環境省間接補助事業〔二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金〕の調査・検討業務）を履行した実績を有する者を本件の管理技術者及び主要な担当者に配置すること。

9. 参加希望者等の確認

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 同種・類似業務実績整理表（様式2）
- ウ 実施体制表（様式任意）
- エ 業務担当者調書（様式任意）

※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

(2) 提出期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月15日（水）
（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「17. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

10. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月14日（火）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「17. 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式4）を提出すること。
（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

電子メールの件名は「綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務に関する質問（事業者名）」とする。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

11. 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文（様式5）・・・・・・1部

イ 企画提案書・・・・・・7部

- ・ A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）
- ・ 委託予定事項の作業スケジュールを示すこと（様式任意）
- ・ 作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等、専門知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・1部

- ・ 提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月24日（金）
（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時）

（3）提出方法

持参又は郵送により、下記の「17. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

（4）留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

12. 契約候補者の選定

（1）審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「綾川町公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務プロポーザル審査委員会」が行う。

（2）審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容等を別紙「審査評価基準」に基づき総合的に評価する。

なお、参加申込者が1者であった場合も審査を行うものとする。

（3）プレゼンテーションの実施

1 企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員が質問を行う。1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。

なお、プレゼンテーションの実施日時、場所等については次のとおりとし、詳細日程等は、文書等で各事業者へ通知する。

日 時：令和6年6月上旬予定

場 所：綾川町役場（香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地）

準備物：パソコン等（プロジェクター及びスクリーンは本町で準備する。）

（4）契約候補者の決定

各審査委員の採点の合計点（以下「評価点」という）が最も高い事業者を契約候補者とする。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

なお、評価点が同点の場合は、次により契約候補者の選定を行う。

<順位付けの条件>

- ① 審査項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い事業者
- ② ①が複数ある場合は、審査項目の内「業務実績」の点数の合計が最も高い事業者
- ③ ②が複数ある場合は、見積書の金額が最も低い事業者

（5）選定対象からの除外

次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。

エ その他、事業者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

13. 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に対して自己の結果のみ通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経過及びその内容は公開しない。

なお、審査結果に関する質問や異議は、一切受け付けない。

14. 契約の方法

- (1) 本業務は、国の補助事業である令和5年度補正予算「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、交付決定後の契約となる。なお、交付決定がなされない場合は、契約を取りやめる場合もあるものとする。
- (2) 原則として、契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。
- (3) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

15. 情報公開及び提供

町は事業者から提出された企画提案書等について、綾川町情報公開条例（平成18年3月21日条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の開示とする。

16. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。また、緊急の場合その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を綾川町に請求することはできない。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

17. 問合せ先・提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町住民生活課
TEL : 087-876-1114 FAX : 087-876-3120
Eメール : kankyo@town.ayagawa.lg.jp

以 上

評価基準

①業務実績等の評価						
評価項目		評価の着目点			評価配点	
					判断基準	評価点
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術士（環境部門又は建設部門〔建築環境〕）保有術者数（6ヵ月以上の恒常的な雇用関係がある者に限る）	5人以上	10	10	
			1人～4人	5		
			0人	0		
		一級建築士保有技術者数（同上）	5人以上	10	10	
			1人～4人	5		
			0人	0		
		エネルギー管理士保有技術者数（同上）	5人以上	10	10	
			1人～4人	5		
			0人	0		
	業務遂行能力	四国内の地方公共団体における同種・類似業務の履行実績	5件以上	10	10	
			2～4件	5		
			1件	0		
		本社の所在	香川県内	20	20	
			四国内	10		
			それ以外	0		
小 計					60	

②業務体制の評価						
評価項目		評価の着目点			評価配点	
					判断基準	評価点
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	監理技術者の保有資格	①技術士資格 環境部門又は建設部門 〔建設環境〕	10	10	
			②RCCM：建設環境部門	5		
			③上記以外は加点しない	0		
	上記資格取得後の経験年数	5年以上	10	10		
		5年未満	5			
	担当技術者	技術士、一級建築士、エネルギー管理士の保有者数	3名以上	10	10	
			3名未満	5		
		上記のうち、四国内営業拠点に在籍する配置予定の担当者数	3名以上	10	10	
			3名未満	5		
	小 計					40

③企画提案の評価			
評価項目	評価の着目点	評価点数	
		書面	ヒアリング
技術提案の内容	本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	10
	スクリーニング調査の方法や、現地調査及び設備概略検討の対象施設の選定方法が具体的であり、妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	10
	設備概略検討の考え方、導入スキーム及び事業採算性の評価方法等が具体的であり、妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	10
	業務実施体制及びスケジュールについて、円滑に本業務を遂行できるものとなっている場合に優位に評価する。	10	10
	上記のほか、仕様書に記載のない有用な提案があり、優れている場合に優位に評価する。	10	10
小 計		100	